

# 滝郷小学校 いじめ防止基本方針

旭市立滝郷小学

## 1 いじめに対する基本理念について ＜いじめの定義＞

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校づくりをする。
- いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。
- いじめが見つかった場合に隠蔽や虚偽の説明は許されないものとし、法律を遵守して誠実に問題に対応する。
- いじめは絶対に許されない行為であり、いじめをはやし立てたり、傍観することもいじめと同様に許されない行為である。
- いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- いじめる側の子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- 背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめを意図して行った行為ではなく、また継続して行われた行為でも、児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知する。

## 2 未然防止のための取組について

### (1) 考え方

- すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるとの前提に立ち、未然防止の取組を行う。
- 「わかる授業」づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての児童が安心・安全に学校生活を送れ、規律正しい態度や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 暴力や体罰、暴言のない学校づくりを全校で推進する。

### (2) 主に教職員に求められること

- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動は児童を傷つけ、他の児童のいじめを助長することもあるとの自覚を持つ。
- 障害を持つ児童への理解を深め、認識や行動を絶えず見直していく。
- いじめを防止するための啓発活動を児童や保護者に積極的に行う。

#### ＜具体的な方法＞

- ・学校だより、PTA広報紙、HPなどでいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・教職員は、チェックシートで言動や態度の振り返りをする。

### (3) 主に児童を育むこと

- 年間計画をもとに、社会体験や交流体験の機会を提供し、友人関係、集団づくり、社会性の育成などを図る。
- 個々の児童の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための場や機会を設定し、絆づくりや自己有用感を育てる。

#### ＜具体的な方法＞

- ・道徳教育の授業、「いのちを大切にするキャンペーン」、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」、情報教育の中での「インターネットでのいじめの防止」について改めて教育課程に位置づける。
- ・児童会活動や「いのちを大切にするキャンペーン」でいじめに対する児童の自発的な取組を行うように働きかける。
- ・「考え、議論する」ことを意識した道徳教育、道徳映像教材を活用した取組を推進していく。

## 3 いじめの早期発見について

### (1) 考え方

- 児童のささいな変化に気づき、気づいた情報を教職員間で確実に共有し、迅速に対応する。

### (2) 具体的な進め方

- ・放課後の打ち合わせなどで気になった児童に関わることを職員間で共有化する。

- ・学期ごとにアンケートなどを実施する。  
(匿名性の遵守、インターネットとの関連欄と日頃の悩み欄の設置)
- ・いじめやそれにつながる暴力や暴言を見つけた場合は、ただちにやめさせ、滝郷小いじめ対策部の担当者に報告する。
- ・保護者とのいじめ防止のための機会とチャンネルの確保をする。  
(家庭訪問、個人面談、アンケート調査、電話連絡など)

#### 4 学校のいじめ対策組織について

##### (1) 名称と構成

- 名称・・・滝郷小いじめ対策部
- 構成・・・校長、教頭、◎教務、生徒指導主任、低・高学年代表、専科・特別支援代表  
□養護教諭(スクールカウンセラーを含む) <◎は主任 □は相談窓口を担当>

##### (2) 役割

- 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- 「学校基本方針」を共通理解し、教職員の意識啓発に努める。
- 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。
- 個別面談や教育相談の受け入れ、および集約を行う。
- いじめの発生や疑われる行為を発見した場合に早急に対応する。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒、LGBT、東日本大震災・原発事故避難児童生徒への適切な対応を行うこと。

#### 5 いじめを認知した場合の対応について

##### (1) 報告連絡体制と対応

- いじめ対策部に対して、報告があがり、いじめあるいは疑わしい事例が発生した場合、滝郷小いじめ対策部がいじめとして対応するか判断する。
- いじめと認定した場合は、被害児童のケア、加害児童への指導、問題の解消まで部が責任を持って対応する。必要があればスクールカウンセラーからの助言を得る。
- いじめ問題への対応が難しく、加害児童の指導が困難、いじめが犯罪と認知される場合には旭市教育委員会と連絡をとり、旭警察署へ相談する。

##### (2) いじめへの対応

- 滝郷小いじめ対策部でいじめや疑いに関する情報の収集と記録、共有を図る。
- 被害者に対しては、徹底して守り抜くことを本人と保護者に伝える。
- 今後の対応について説明し、本人の気持ちに寄り添い対応策を具体的に伝える。
- 加害児童へは、周辺の児童も含めて聞き取りを実施し、聴取したことを記録する。
- いじめの加害児童が被害者やいじめを通報した児童に逆恨みしないように十分配慮していく。
- いじめが重大な事態と判断した場合は、旭市教育委員会からの指示に従い必要な対応をする。

##### \*解消の定義

- ・いじめに係わる行為が止んでいる状態が継続(3か月)していること。
- ・被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(保護者にも確認をする。)

##### (3) 重大事態への対応

- 重大事態発生した場合は、結果を旭市教育委員会へ報告する。
- 旭市教育委員会の指導・支援のもとで重大事態の調査組織を設置する。
- 調査組織で事実確認のための調査を実施し、被害者の児童と保護者に情報を適切に提供する。
- 調査結果を旭市教育委員会へ報告するとともに、必要な措置をとる。

#### 6 いじめについての公表、点検、評価について

- 滝郷小の学校いじめ防止基本方針について、学校だよりや保護者会などを通じて公表する。
- 学期ごとにアンケート調査を実施し、調査結果を分析し、必要があれば迅速に対応する。
- いじめ問題への取組について保護者、児童、教職員などで評価する。